

新潟県プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県プール条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県プール条例施行規則（平成19年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(水質の基準)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、海水又は温泉水を貯水槽の水の原水として利用する場合であって、その性状により同項各号(第5号を除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。</p>	<p>(水質の基準)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、海水又は温泉水を貯水槽の水の原水として利用する場合であって、その性状により同項各号(第5号を除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。<u>この場合において、貯水槽の水の原水として利用する温泉水は、温泉水の飲用利用基準を満たすものでなければならぬ。</u></p>
<p><b>第8条</b> (略)</p> <p><u>(譲渡による承継の届出)</u></p> <p><b>第8条の2</b> <u>条例第9条第2項の規定による譲渡に係る届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>プールの名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>許可年月日及び許可番号</u></p> <p>(4) <u>プールを譲渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(5) <u>譲渡した日</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、プールの譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。</u></p>	<p><b>第8条</b> (略)</p>
<p><b>別表第2</b> (第7条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貯水槽等及び附帯設備の管理基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 採暖槽等を設ける場合にあつては、海水又は温泉水をこれらの水の原水として利用する場合であつて、その性状により第6号(オ及びクを除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができること。</p>	<p><b>別表第2</b> (第7条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貯水槽等及び附帯設備の管理基準</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 採暖槽等を設ける場合にあつては、海水又は温泉水をこれらの水の原水として利用する場合であつて、その性状により第6号(オ及びクを除く。)に掲げる基準を適用することが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができること。<u>この場合において、採暖槽等の水の原水として利用する温泉水は、温泉水の飲用</u></p>

(9)～(11) (略)	<u>利用基準を満たすものでなければならないこと。</u>
3・4 (略)	(9)～(11) (略)
	3・4 (略)

**附 則**

この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第6条第3項及び別表第2の改正は、公布の日から施行する。